



浜松市結婚新生活支援事業補助金 申請にかかるQ&A集

令和4年6月30日 一部改訂

所得額に関するQ&A

Q 課税（所得）証明書を取得する前に、所得をあらかじめ確認することはできますか？

A 収入が給与所得のみの方の場合、令和3年中にお勤めの職場で交付される「令和3年度分」の「給与所得の源泉徴収票」の「給与所得控除後の金額」欄に記載された額が所得額となります。（「支払金額」欄の額ではありませんのでご注意ください。）

ご夫婦の所得合計額（概算）を確認するには、ご夫婦2人分の源泉徴収票の所得額の合算が必要です。また、令和3年中に複数箇所でお勤めの場合、全ての源泉徴収票の合算が必要です。なお、自営業の方の場合は、ご自身の令和3年分の確定申告の内容にてご確認ください。※本方法におけるあくまで目安となりますので、ご注意ください。

Q 所得400万とは、給与収入に換算すると、どれぐらいの金額ですか？

A 給与所得を収入に換算した場合、給与収入では約540万円が目安となります。

Q 申請時に、課税（所得）証明書の代わりに源泉徴収票を提出することはできますか？

A 申請時には市区町村で発行した課税（所得）証明書が必要です。源泉徴収票を証明書の代わりとして申請することはできません。

申請方法・証明取得方法に関するQ&A

Q 申請はどこでできますか？

A 浜松市こども家庭部次世代育成課（浜松市中区元城町103番地の2 浜松市役所 本館2階）で申請できます。区役所や協働センター等では申請を受け付けておりません。

Q 申請の前に相談や書類確認をすることはできますか？

A 可能です。申請条件にあてはまるか等、事前に浜松市こども家庭部次世代育成課へ問い合わせ・ご相談ください。



Q 申請に行くときは、何が必要ですか？

A 申請に必要な書類一式と、印鑑をご持参ください。

提出書類の詳細は「浜松市結婚新生活支援事業補助金申請の手引き」P4・5をご確認ください。

Q 申請書類は、どこで入手できますか？

A 浜松市役所 浜松市公式ホームページでもダウンロードが可能です。また、本館2階の浜松市こども家庭部次世代育成課にて配付しています。

Q 申請書類の提出は、代理の者でもできますか？

A 申請者本人または配偶者の方どちらかがお越しください。

Q 戸籍謄本や所得（課税）証明書は、どこで入手できますか？

A 浜松市の場合、以下の場所で証明書の取得が可能です。身分確認書類等、証明書取得に必要なもの等は、お手数ですが、浜松市公式ホームページにてご確認くださいか、各窓口へお問い合わせください。

なお、浜松市で証明書を取得できない方（「住民票の写し：浜松市に住民登録のない方」「戸籍謄本：本籍地が浜松市外の方」「（課税（所得）証明書：令和4年1月1日に浜松市に住民登録のない方」）は、各発行先の市区町村へお問い合わせください。

浜松市の証明取得場所等一覧		令和4年度 市民税・県民税 所得証明書 (※5)	住民票の写し	戸籍全部事項 証明書 (戸籍謄本)	婚姻届 受理 証明書
各証明書の手数料		350円(※2)	350円(※2)	450円(※2)	350円
交 付 可 能 場 所	コンビニ交付 (※1)	○	○	○	婚姻届を 提出した 区役所で のみ交付
	市民税課（元目庁舎）	○	×	×	
	税務総務課（市役所本庁舎）	○	×	×	
	資産税課 北区税務グループ	○	×	×	
	資産税課 天竜区税務グループ	○	×	×	
	各区役所 区民生活課	○	○	○	
	各協働センター (※3)	○	○	○	
	各市民サービスセンター	○	○	○	
各ふれあいセンター (※4)	○	○	○		
(※1) 浜松市民は、マイナンバーカードによるコンビニエンスストアでの交付（コンビニ交付）が可能です。 なお、コンビニ交付の場合は、各手数料が200円分減額されます。 （ただし、戸籍謄本のコンビニ交付は「浜松市民かつ本籍地が浜松市の場合」に限られます。） (※2) 浜松市民は、各取得窓口でマイナンバーカードの提示により200円分減額される場合があります。 (※3) 北部・南部・中部・西部・雄踏・可美・細江・二俣の協働センターを除く (※4) 光明ふれあいセンターを除く (※5) 「令和4年度の課税（所得）証明書」を浜松市で取得の場合、「令和4年度の所得証明書」で可					



（無職の場合の確認方法）

Q 夫婦の双方または一方が申請時において無職であり、所得がない場合の確認はどのようにすればよいですか。

A 該当する者から、無職（一年を超える育児休業者を含む）である旨の申告書の提出とあわせて、離職票や退職証明書等、無職であることが確認できる挙証資料がある場合は、これらをもって確認させていただきます。

（所得判定の際に控除できる貸与型奨学金の返済期間）

Q 所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間は、いつからいつまでですか。

A 課税（所得）証明書の期間と同一期間となります。

（貸与型奨学金の年間返済額の確認方法）

Q 貸与型奨学金の年間返済額は、どのように確認すればよいですか。

A 奨学金返還証明書により確認することが望ましいが、同証明書の提出が困難な場合には、通帳等により返済額の確認をします。

（日本国内で課税されていない場合の所得の確認方法）

Q 1月1日時点で海外に居住していた等の理由により、日本国内で課税されておらず、課税（所得）証明書が取得できない場合はどうしたらいいですか？

A 住民票の写し等で、課税基準日に日本国内に居住していなかった事実を確認し、令和3年の収入が確認できる資料（給与明細等）により、所得を推計させていただきます。

対象経費に関するQ A

（複数回転居した場合の取扱）

Q 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、複数回転居した場合は、2回目以降の転居にかかる費用は補助の対象となりますか？

A 補助対象期間内の転居にかかった費用であれば、補助の対象となります。
既に申請手続きが済んでいる場合は、浜松市への申請で、補助上限額の範囲内の申請の場合に限り、2回目以降の転居を補助の対象とできます。

（対象者の国籍）

Q 夫婦の一方または夫婦の双方が日本国籍を有しない世帯は、補助の対象となりますか？

A 補助の対象となります。

（再婚世帯の場合の取扱）

Q 再婚の世帯も補助の対象となりますか？

A 補助の対象となります。

ただし、夫婦の一方または双方が、過去に同類の補助金の交付を受けたことがある場合（他の自治体での補助を含む）は、補助の対象外となります。



(生活保護世帯の取扱)

Q 生活保護受給世帯は、補助の対象となりますか？

A 補助の対象となります。

ただし、補助の対象となる経費について、生活保護による生活扶助または住宅扶助等、その他の扶助を受給している場合、その部分については補助の対象外となります。

(公営住宅等に居住している場合の取扱)

Q 公営住宅や地域優良賃貸住宅に入居している場合は、補助の対象となりますか？

A 補助の対象となります。

ただし、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については、補助の対象外となります。

(婚姻前から居住していた物件で同居する場合の賃借費用)

Q 婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合や婚姻前から夫婦が同居している物件の場合、補助の対象となりますか？

A いずれの場合も対象となります。ただし、補助対象となるのは、夫婦の一方が婚姻前から賃借していた物件であれば婚姻を契機とした同居開始後に生じた費用に、また婚姻前から夫婦が同居している物件であれば、婚姻後に生じた費用に限ります。一方、婚姻を機に新たに物件を賃借する場合は、契約書等で婚姻を前提に同居していることがわかる場合は、同居開始日から補助対象となります。

(婚姻前から居住していた物件で同居する場合の賃借費用)

Q 婚姻届提出前から同居している場合、補助金の対象期間は婚姻届提出日以降ですか。

A 契約書等で婚姻を機に同居していることがわかる場合は、同居開始日から補助対象となります。

(親族と同居する場合の取扱)

Q 夫婦の一方または双方の親等の親族が同居する場合は、補助の対象となりますか？

A 補助の対象となります。

ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約名義が夫婦のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかで行っていることが必要となります。

(婚姻前から夫婦の一方が居住していた物件で親族と同居する場合の引越費用の取扱)

Q 夫婦の一方が婚姻前から親等の親族と同居しており、婚姻を機に配偶者が当該住宅に入居する場合、配偶者の引越費用は補助の対象となりますか？

A 補助の対象となります。

(住居の契約名義人が申請者本人でない場合の取扱①)

Q 契約名義人が夫婦の親であり、夫婦が親に住宅賃借費用または住宅取得費用相当分を支払っている場合は、補助の対象となりますか？

A 補助の対象となりません。

(住居の契約名義人が申請者本人でない場合の取扱②)

Q 契約名義人は夫婦の親等だが、夫婦のいずれか名義の口座から住宅賃借費用または住宅取得費用が引き落とされている場合は、補助の対象となりますか？

A 夫婦名義で契約できないやむを得ない事情（未成年、勤務先契約、低所得等）があり、当該事情



が書類等で確認できる場合は、補助の対象となります。

（夫婦の一方が単身赴任となった場合の取扱）

Q 婚姻後に単身赴任などで別居する場合に生じる家賃等は、補助の対象となりますか？

A 補助の対象となります。ただし、主たる生活拠点となっている住宅 1 軒に係る家賃等のみが補助の対象です。

（家賃等として対象となる費用）

Q 家賃等について対象となる費用はどのようなものですか？

A 婚姻に伴う住宅取得費用は建物の購入費のみが、住宅賃借費用は、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみがそれぞれ対象となります（限定列挙）。

住宅取得費用に付随して発生することが多い経費（土地購入代、住宅ローン手数料）、住宅賃貸費用に付随して発生することの多い経費（駐車場代（※1）、物件の清掃代（入居前のクリーニング）、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険料、家財保険料、契約一時金（※2）、保証金（※2））は対象外となります。

※1 家賃と一体不可分の場合は、対象とできることもあります。（次の QA 参照）

※2 地域の商慣習にしがたい、敷金、礼金、仲介手数料と同一の性質のものと判断できる場合に限り対象とできます。

（家賃に含まれる駐車場代の取扱）

Q 月々の家賃に駐車場代が含まれており、切り分けができない場合、どうすればよいですか？

A 家賃の賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けができない場合は、駐車場代等を含め補助の対象となります。なお、契約書等により駐車場代相当額が確認できる場合は、当該金額を月々の賃料から控除した金額を補助の対象とします。

（勤務先から住宅手当が支給されている場合の取扱）

Q 勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件に入居し、申請者は勤務先に対し家賃相当額を支払っている場合、補助の対象となりますか？

A 補助の対象となります。賃貸借契約書で賃借人が勤務先であること、給与明細書等により補助対象者が勤務先に対し、家賃相当額を支払っていることを確認させていただきます。

（領収書に記載のない経費）

Q 賃貸借契約書に敷金に係る記載はないものの、敷金の支払いを裏付ける領収書が発行されている場合は、補助の対象となりますか？

A 補助の対象となります。

領収書に記載されている費目が敷金となっていること、賃貸借契約書に記載されている住宅に対して支払われている経費であることを確認させていただきます。

（対象となる住居のリフォーム費用）

Q 住居のリフォームについて対象となる費用はどのようなものですか？

A 婚姻に伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であれば対象となります。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外となります。



(リフォームを行う住宅の所有等)

Q 夫婦が、リフォームを行う住宅の所有者である必要がありますか？

A 所有者でなくても構いません。ただし、夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること、また、夫婦名義でリフォーム工事を契約し、夫婦が費用を支払っていることが必要です。

(賃貸物件のリフォーム)

Q 賃貸物件のリフォーム費用は対象となりますか？

A 補助の対象となります。

ただし、賃貸借契約により本来貸主が負担すべき修繕費用でないことを確認させていただきます。

(国の他の各種補助制度との併給)

Q 住宅取得、住宅リフォームの補助について、国の他の住宅に係る補助制度との併用は可能ですか？

A 併用は不可です(すまい給付金、住まいの復興給付金、外構部の木質化対策支援事業を除きます)。

ただし、住宅リフォームについては、請負工事契約が別かつ工期が別である場合は、併用可能です。

(土地購入費用を区分できない場合の取扱)

Q 住宅取得の際、建物と土地を一体のものとして購入(建売分譲住宅等)し、代金を区分することができない場合の取扱いは、どうすればよいですか？

A 不動産の登記において、建物、土地それぞれの取得価格を登録しているため、建物に係る代金と土地に係る代金は通常区分が可能です。売主等に確認し、建物代のみを補助対象経費として計上してください。

(対象となる引越費用)

Q 引越費用について対象となる費用はどのようなものですか？

A 引越業者や運送業者を利用して行った、住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象となります。したがって、引越業者や運送業者発行の領収書によって、引越費用であることが確認できない費目は対象外となります。(例：不用品の処分費用、自らレンタカーを借りる・友人に頼む等して引っ越した場合にかかった費用 等)